

Global Business Standards



Global Business Standardsは、行動規範の6つの原則を具体化、詳細化し、その解釈の指針としたガイドラインです。

目次・構成

1. 富士通におけるGlobal Business Standards

- 1.1 Global Business Standardsと行動規範との関係
- 1.2 コンプライアンスとの関係
- 1.3 GBSの使い方
- 1.4 GBSに反する行為への対応
- 1.5 違反行為の通報と通報者の保護

2. 人権と多様性の尊重

- 2.1 人権の尊重
- 2.2 多様性の尊重

3. 安心安全な職場環境の醸成

- 3.1 安心して働ける職場の醸成
- 3.2 安全衛生を重視する職場の醸成

4. 財務・税務コンプライアンスの推進

5. 公正な商取引の推進

- 5.1 公正・自由な競争の推進
- 5.2 贈収賄の防止
- 5.3 マネーロンダリング・テロ資金供与の防止
- 5.4 適正な契約の推進

6. 安全保障輸出管理の推進

7. 責任あるサプライチェーンの推進

8. 知的財産の保護と尊重

9. 情報管理の推進

- 9.1 秘密情報の適正な取り扱い
- 9.2 個人情報の適正な取り扱い

10. 情報セキュリティの確保

11. 利益相反の管理

12. インサイダー取引の防止

Global Business Standardsで解説する各原則は以下の流れに沿って説明します。

- 制定の趣旨：各原則における一般的な背景を説明します。
- 宣言：富士通が目指すべき姿やコミットメントを対内外に宣言します。
- 遵守事項：役員・従業員が業務上、模範とすべき最低限の行動を示します。

1 富士通における Global Business Standards (GBS)

1.1 | Global Business Standardsと行動規範との関係

(1) Global Business Standards (GBS) とは

GBSは、富士通の行動規範を役員・従業員が理解し、行動規範に基づく行動につなげていけるよう、その原則をより具体化、詳細化したガイドラインです。

(2) 行動規範とは

Fujitsu Wayは「パーパス」「大切にしている価値観」「行動規範」の3つの要素で構成されています。その中で「行動規範」は、役員・従業員の一人ひとりがどのように行動すべきかの原則を指し、富士通の役員・従業員はいかなる場面においても、行動規範で定められている原則に基づいて、行動することが求められます。

富士通は世界中のさまざまな国において、社会と密接に関わりながら事業活動を行っています。その中では、私たちは企業人である前に社会人であることを自覚し、社会の良識ある一員として、健全な倫理観と誠実さをもって行動することが必要であり、これはステークホルダーからの期待に沿うものでもあります。

行動規範は、ステークホルダーからの期待を踏まえ、健全な倫理観と誠実さを、富士通の価値観に照らして6つの原則として表したものです。

(3) GBSと行動規範との関係

行動規範は、役員・従業員がとるべき具体的な行動まで表しているものではありません。また、倫理観や誠実さは、時代や場所によって変わりうるものです。そこで、GBSは、行動規範の6つの原則を具体化、詳細化し、その解釈の指針としました。

役員・従業員は、GBSの内容を理解し、自律的な行動を行うことが求められます。

Fujitsu Wayの行動規範 (6つの原則)



人権を尊重します



法令を遵守します



公正な商取引を
行います



知的財産を守り
尊重します



機密を保持します



業務上の立場を
私的に利用しません

1.2 | コンプライアンスとの関係

富士通におけるコンプライアンスとは、単なる法令遵守だけでなく、社会の良識ある一員として、健全な倫理観と誠実さをもって行動すること（良き社会人であること）です。その観点で、富士通におけるコンプライアンスは、行動規範そのものです。

そのため、GBSは、富士通におけるコンプライアンスの在り方を示す指針でもあり、これを参照することで、富士通のコンプライアンスに関する価値観を理解できます。

富士通のグループ各社は、各国の法令に照らし、具体的な規則や手続きを社内規範として制定しており、役員・従業員は、その遵守が求められます。しかし、ある国や会社で規制されていない行為であっても、GBSは、国や会社を問わず、富士通の役員・従業員の全員が共通して行動の拠り所とすべき最低限の基準を示すものです。

そのため、GBSで示された事項に反する行為は、富士通として許容するものではありません。

1.3 | GBSの使い方

富士通の役員・従業員は日々の業務の中で、GBSを理解し、実践します。

富士通の役員・従業員は、部下や同僚がコンプライアンスに関する価値観を理解できるよう、GBSの内容を共有します。

とるべき判断や行動に迷いがあるときは、GBSを指針として、同僚や上司等と積極的にコミュニケーションを図り、適切な行動をとります。

社外のステークホルダーに対し、富士通の基本的な価値観や取り組みを説明するとき、GBSを活用します。

1.4 | GBSに反する行為への対応

GBSに反する行為は、行動規範に反するものであり、行動規範に由来する社内規範にも違反するものです。さらに、会社によっては、就業規則や雇用契約によって、GBSの遵守が義務付けられています。GBSに反する行為に気づいた場合、以下のような対応をとることで、違反時のリスクの低減を図ることができます。

- ① 上司や同僚への相談
- ② コンプライアンス部門等への相談
- ③ 内部通報

なお、富士通では、以下を含む様々な取り組みにより、行動規範に反する行為の監視、予防、是正を行っています。また、役員・従業員は、富士通の取り組みに誠実に協力することが求められます。

- ① 監査や通報、相談等により、コンプライアンス違反またはその可能性を検知した場合、コンプライアンス部門が主体となって、公正性・客観性をもって適切に調査し、事実関係を確認します。
- ② コンプライアンス違反が確認された場合またはその可能性が高い場合、適用法令に従い、当局やステークホルダーへの報告や開示を含め、適切に対応します。
- ③ コンプライアンス違反が確認された場合、是正や再発防止を行うほか、関係する役員・従業員に対する懲戒処分等を実施します。

富士通の取り組み

1

リスクアセスメントとリスク・コンプライアンス委員会への定期的な報告および評価

2

コンプライアンス監査

3

コンプライアンス意識の向上を目的とした社内教育

4

内部通報窓口の運用

5

適用法令や就業規則等に基づく懲戒処分の実施

1.5 | 違反行為の通報と通報者の保護

富士通は、役員・従業員がとるべき正しい行動について確信できない場合や、法令や社内規範への違反やその可能性に気づいた場合、上司や同僚、コンプライアンス部門等に助言を求め、相談することを奨励しています。幹部社員は、部下の行動に注意を払い、その懸念に寄り添うことが求められます。

また、富士通は、富士通の役員・従業員および富士通のビジネスに関与する方（お客様、お取引先等を含む）が、富士通による法令や社内規範への違反やその可能性に気づいた場合に利用できる、通報窓口（Fujitsu Alertや各社の通報窓口）も整備しています。

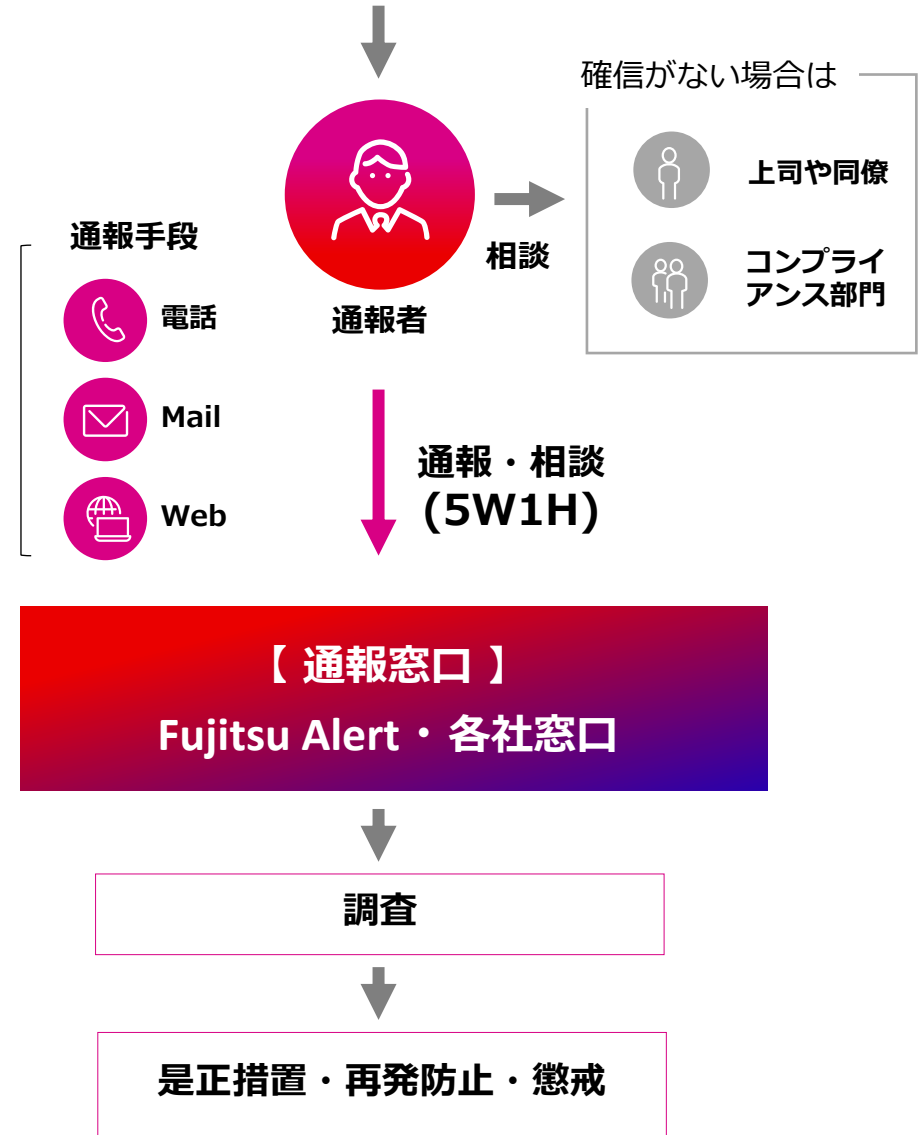
コンプライアンス違反またはその可能性について通報できることは、富士通のコンプライアンスプログラムの根幹です。富士通では、善意の通報者・相談者に対し、通報・相談を理由とする、不利益な取り扱いを禁止し、徹底的に保護します。また、不利益な取り扱いを行った者は、就業規則等に基づき、懲戒の対象としています。

なお、個別の国における適用法令に基づく内部通報に関する追加情報は、各社のウェブサイト／イントラサイトを参照してください。

詳細リンク [Fujitsu Alert](#)

【通報の流れ】

コンプライアンス違反に気が付いたとき





人権を
尊重します



法令を
遵守します

2 人権と多様性の尊重

2.1 | 人権の尊重

・ 制定の趣旨

人権とは、「人間が人間らしく尊厳をもって生きる権利であり、すべての人に生まれながらにして備わっている権利」です。企業も社会に属する一員として人権を守る責任があります。また、人権に関する法令が世界中で制定されており、法令に基づいて責任ある行動をとることが求められます。企業による人権侵害行為としては、ハラスメントや差別、強制労働や児童労働などが例として挙げられます。このような人権侵害行為は、法令違反になるだけではなく、企業としての信頼を損ねるものです。現在、企業活動のグローバル化、多様化に伴って、企業内部はもちろん国内外のサプライチェーンでの人権尊重の取り組みが求められており、富士通もビジネスを推進する上で、この点に留意する必要があります。

・ 宣言

実社会／デジタル社会において、「人権の尊重」への配慮がすべての企業活動に反映され、「人を中心とした価値創造」が恒常的に行われるようにします。富士通はあらゆる企業活動の中で、「人権尊重」の精神を根底に据えて活動するという姿勢を明示し、富士通の役員・従業員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底できるように努めます。「富士通グループ人権ステートメント」に基づき、すべての事業活動において人権尊重に配慮して取り組むことで、責任ある企業を目指します。

遵守事項

- 1 私たちは、下記のような人権の尊重に反する非倫理的な行動をすべて排除し、直接・間接的に関与しません。
 - ・ 個人の意思に反した強制的な労働をさせる、またはそれを容認する。
 - ・ 児童労働をさせる、またはそれを容認する。
 - ・ 事業を展開している国で適用される労働法に違反する。
 - ・ 現代奴隷（脅迫や暴力、または欺瞞などによって人の自由を侵害する行為で、強制労働などを含むもの）および人身取引を行う、またはそれに関与する。
- 2 私たちは、差別行為をしません。一人ひとりの人権を尊重し、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向・性自認、出身地、年齢などによる不当な差別をしません。また、差別を助長したり許容したりしません。
- 3 私たちは、ハラスメント行為をしません。すべての人（富士通の従業員以外の者も含む）に対するあらゆるハラスメントまたは職権乱用により、個人の尊重に悪影響を及ぼす行為をしません。

[詳細リンク](#) [富士通グループ人権ステートメント](#)

2.2 | 多様性の尊重

・ 制定の趣旨

誰もが自分らしく可能性を追求できる豊かな社会の実現において、「ダイバーシティ」(D)「エクイティ」(E)「インクルージョン」(I)に基づいた考え方が重要です。

これは、多様な人々の違いを認識したうえで、お互いを尊重し、サポートし、認め合う環境を作ることといえます。

富士通においては、一人ひとりが働きやすく、一体感を持てる環境を実現することで、優秀な人材の確保や定着を図ることができます。また、多様な視点と価値観を持つ人材の活躍は、組織としてイノベーションを生み出す原動力につながります。

逆に、多様性を活かす意識が欠如している場合は、個人の意見や価値が尊重されず、斬新な発想や自由な議論が生まれにくく、役員・従業員のモチベーションの低下やイノベーションを阻害することにつながるおそれがあります。

・ 宣言

富士通は、多様性を尊重した責任ある事業活動に取り組みます。誰もが一体感をもって自分らしく活躍できる、公平でインクルーシブな企業文化を醸成します。個人のアイデンティティに関わらず、誰もが違いを認め合い、活躍できるようにします。

私たちは、インクルーシブなデザインやイノベーションを通じて、社会により良いインパクトをもたらすよう努め、エンパワーし合うことで、持続可能な世界の実現を目指します。

遵守事項

- 1 私たちは、一人ひとりの多様なあり方を尊重します。様々な意見や考え方、価値観等を尊重し、排他的な行為を容認しません。

詳細リンク

[ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン](#)



人権を
尊重します



法令を
遵守します

3 安心安全な職場環境の醸成

3.1 | 安心して働ける職場の醸成

・ 制定の趣旨

職場における心理的安全性は、組織内の誰もが自分の考えや気持ちを安心して発言できる状態を意味します。

富士通にとっても心理的安全性の高い職場を実現することは、生産性の向上や新しいアイデアの創出、人材の定着といった効果が期待でき、エンゲージメントが高まりやすくなるため、誰もが安心して働ける職場環境の醸成は富士通が取り組むべき重要事項の一つであるといえます。

・ 宣言

富士通は、「人材」が最も重要な資本である考えのもと、すべての役員・従業員が心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境を醸成します。

遵守事項

- 1 私たちは、安心して働ける職場を実現するため、脅迫、威嚇、暴力などの行為を排除し、適切な振る舞いを示します。
- 2 特に、幹部社員は、以下の行動を自ら示すことで、安心して働ける職場づくりを率先します。
 - ・ 前向きで、オープンなコミュニケーションを奨励する。
 - ・ 模範となるよう行動する。
 - ・ 誠実な姿勢をとり、部下とコミュニケーションしやすい関係を構築する。
 - ・ 明瞭で現実的な目標設定をし、部下に適切な責任と権限を委譲する。
 - ・ GBSの内容が常に遵守され、誰もが問題を提起できるような環境を構築する。
 - ・ コンプライアンス違反またはその可能性がある場合、自ら積極的に通報するとともに、他の者にも通報することを奨励する。

3.2 | 安全衛生を重視する職場の醸成

・ 制定の趣旨

職場における役員・従業員の健康と安全を確保し、快適な職場環境を形成することは、役員・従業員の健康維持、事故の予防につながり、不安なく働くことが出来るようになります。

すべての事業活動の源泉は人であるとの認識のもと、富士通は安全衛生に関する適用法令に従い、すべての役員・従業員の安全と衛生を守ることで、誰もが不安なく働ける職場環境を醸成することが重要な責務であると考えています。

・ 宣言

富士通はすべての事業活動において、心とからだの健康と安全を守ることを最優先し、各国の事情に合わせた健康的で安全な環境の整備を推進することで、すべての役員・従業員の健康・安全の確保を図ります。

遵守事項

- 1 私たちは、健康と安全を守るために、健康保持増進、安全衛生に関する各方針を遵守して行動します。
- 2 私たちは、労働時間を適切に管理することで、健康の配慮および推進に努めます。
- 3 私たちは、適用法令や社内規範に則り、安全衛生を害する以下のような行為はしません。
 - ・ 不法薬物を保有または販売する。
 - ・ 不法薬物使用に関与する。
 - ・ 場所を問わず、業務を遂行している間に薬物またはアルコールにより酩酊状態にある。
 - ・ その種類を問わず、武器等を所持する。
- 4 私たちは、自分自身や同僚だけではなく、富士通の業務に関わるすべての人々の健康と安全についても、配慮します。

4 財務・税務 コンプライアンスの推進

・ 制定の趣旨

財務報告は、法令によって義務付けられ、企業の業績を定期的に報告するものです。これは、企業の実態や今後の見通し等を示すものであり、株主、投資家、取引先等のステークホルダーにより活用されるため、正確な財務情報を開示することは信頼を得るために重要です。

財務報告に虚偽がある場合や、誤解を与えるような表現等がある場合は、法令に基づき罰則の対象となるだけでなく、ステークホルダーからの損害賠償請求や企業としての信頼・レピュテーションが毀損するリスクがあるなど、企業の存続自体に、大きな影響をもたらす可能性があります。

また、企業は適用法令に基づく納税義務を負っています。責任ある企業として、適切な納税は、法令遵守という側面だけでなく、社会貢献という側面も有しています。納税義務に違反すると、法令に基づき罰則の対象となるだけでなく、信頼・レピュテーションが毀損するリスクもあります。

富士通は、上場企業として多数のステークホルダーが存在し、財務報告を適切に行うことは、法令遵守やステークホルダーの信頼の確保のうえで、最低限の義務であると捉えています。また、納税についても、法令に基づく義務であることは当然ですが、富士通は社会貢献も重視しているため、適切な納税に価値を置いています。

・ 宣言

富士通は、取引の実態が財務報告に適正に反映されるプロセスを整備し、運用し、継続して評価します。

富士通は、国際財務報告基準（IFRS）に沿って、会計基準を制定し、これに基づく会計処理を行います。

富士通は、各国法令、OECDが主導するBEPS（税源浸食と利益移転）等のガイドラインをその趣旨、精神を理解したうえで遵守し、適正な申告や納税に努めます。租税回避のみを目的とする税務プランニングは行わず、また、タックスヘイブンを利用した租税回避を意図する利益移転行為は行いません。

遵守事項

- 1 私たちは、架空発注、水増請求、工数の付替など、不正な取引を行いません。
- 2 私たちは、適用法令や社内規範に従い、取引に関する事務処理を適切に行います。
- 3 私たちは、適用法令や社内規範に従い、財務計算に関する証拠となる、必要なすべての書類の適切な保管を行います。

詳細リンク

[コンプライアンス](#)



法令を
遵守します



公正な商取引を
行います

5 公正な商取引の推進

5.1 | 公正・自由な競争の推進

・ 制定の趣旨

多くの国では、公正かつ自由な競争を維持・促進する目的で、独占禁止法、反トラスト法、競争法（以下、競争法）が制定されています。これは、企業による創意工夫を促し、製品やサービスの品質の向上や機能の充実、技術革新等、消費者の利益を保護し、経済の発展に寄与するという理念に基づくものです。談合・カルテルなど、競業会社間で共同して価格や取引条件を取り決めるといった、不当な手段で競争を阻害することは、法令に違反するもので、企業に巨額の罰金が課されます。

企業による事業活動のグローバル化に伴い、一部の国では、国外で行われた行為であっても、自国の競争法違反と認定する場合があります。したがって、行おうとする事業活動に適用される法令を判断し、その適用法令に従う必要があります。

グローバルに事業を展開する富士通にとっても、多くの競業他社と競争は避けられませんが、不正によって得た利益は、富士通にとって価値のあるものではありません。また、競争法違反はビジネスを行う土俵に立つことも出来なくなるリスクがあるため、富士通は、役員・従業員の一人ひとりが競争法の理念を理解し、いかなる場合でも自由な競争を妨げるような行為を行わないことが重要であると考えています。

・ 宣言

富士通は、競争法の制定の趣旨・理念を尊重し、すべての事業活動において、適用法令や社内規範を遵守し、公正かつ自由な競争を阻害する行為を行いません。

遵守事項

- 1 私たちは、競業他社と共同して、商品やサービスの価格、生産・販売数量、販売地域、顧客、その他の取引条件等を取り決めることで、競争を制限する行為を行いません。また、これを未然に防止するため、競業他社との間で、競争の制限に関する重要な情報を交換しません。
- 2 私たちは、入札において、事前に受注事業者や金額等契約条件について取り決めることで、競争を制限する行為を行いません。また、不正な手段を用いて、入札情報を入手するなど、公正な入札を妨害する行為を行いません。
- 3 私たちは、不当な低価格販売を行うことで、競業他社を市場から排除するなど、不公正な行為を行いません。
- 4 私たちは、虚偽表示や誤解を招く価格設定など、不正な行為を行いません。

5.2 | 贈収賄の防止

・ 制定の趣旨

贈賄は、相手方に対して、任務に違背する行為を行わせるために、利益の供与や、その約束をすることをいい、収賄とは、任務に違背する行為を行うことの対価として、利益の供与やその約束を受けることをいいます。贈収賄において授受される利益は、金銭のみならず、贈答・接待、寄付、政治献金、ロビー活動、スポンサーシップ等有形、無形のあらゆる経済的な価値のあるものが含まれます。

贈収賄は、商取引における競争の本質を歪め、公正さを阻害することから、多くの国で規制されています。贈収賄規制は、どの国においても、主に公務員等を対象としていますが、国により対象者の定義は異なります。民間企業であっても、贈答・接待に関して贈収賄規制が適用される場合があるため、注意が必要です。

富士通は、グローバルに官民間問わず、様々なお客様、お取引先とビジネスを行っています。そのようなビジネスにおいて、贈答や接待を行う場面もあり得ますが、贈賄など不正な手段によって利益を得ることは、富士通にとって価値のあるものではないため、富士通は、役員・従業員の一人ひとりが法令や社内規範を正しく理解し、贈賄を行わないことを求めています。

・ 宣言

富士通は、適用法令や社内規範に則り、贈賄への関与を一切行いません。

富士通は、役員・従業員が、利益供与を受けて任務に違背する行為を行うことを許容しません。

遵守事項

- 1 私たちは、直接的にも、間接的にも、贈賄を一切行いません。第三者（販売代理店、コンサルタント、仲介業者等）を通しての贈賄も、一切行いません。
- 2 私たちは、贈答・接待を行う際には、社会通念上相当な範囲かつ相手方の倫理規程の範囲内で、社内規範に則って適切に実施します。
- 3 私たちは、適用法令や社内規範に違反するファシリテーションペイメント（行政手続きを迅速化または円滑化する目的で要求される支払い）を行いません。
- 4 私たちは、適用法令や社内規範に従い収賄とみなされる行為を行わず、贈答・接待を受け、任務に違背する行為を行いません。

5.3 | マネーロンダリング・テロ資金供与の防止

・ 制定の趣旨

マネーロンダリングとは、麻薬取引、テロ資金供与等、違法な犯罪行為によって得た収益を、正当な商取引によって得た収益のように見せかけることを指します。犯罪収益が、テロ活動や別の組織的な犯罪行為に使用されることもあり、健全な経済活動に重大な悪影響を与えることとなります。

多くの国では、マネーロンダリングを予防するための措置や義務を設けています。特に、国によっては、金融機関以外の企業においても、マネーロンダリングの懸念のある疑わしい取引を認識した場合に、当局にその取引を届け出る義務を負う場合もあります。

マネーロンダリングに加担した場合や、届出義務に違反した場合には、制裁も課されうるものです。

自らマネーロンダリングに関与するものでなくとも、富士通が行う取引がマネーロンダリングのスキームに組み込まれてしまうことも考えられるため、不正スキームを理解し、巻き込まれないように注意を払う必要があります。

・ 宣言

富士通は、制定の趣旨を尊重し、マネーロンダリングに加担しません。

富士通は、すべてのマネーロンダリングやテロ対策に関する適用法令を遵守し、合法的なビジネス活動を行う、信頼できるお客様やお取引先等との取引を行います。

遵守事項

- 1 私たちは、不審な取引や不適切な取引に、直接的・間接的に関与・加担しません。
- 2 私たちは、不審な取引や不適切な取引を見かけた場合、またはそのおそれがあることが明らかになった場合は、速やかに関連部門（経理部門、法務部門、コンプライアンス部門等）に相談します。

5.4 | 適正な契約の推進

・ 制定の趣旨

正式な書面を交付せずに、口頭での契約や発注をする行為を口頭契約といいます。口頭契約は取引条項、期間等の詳細が曖昧かつ不明確なものとなり、将来的にトラブルのもとになってしまうリスクが高いものです。また、国によっては、法令により口頭契約を禁止し、書面での作成、交付を義務付けている場合もあります。

さらに、他社に対し、優越的な地位を濫用し、不当な取引条件をもとめるなどにより、不利益を与える行為も、取引の公正を害する行為として、多くの国で規制されています。

契約の締結においては、適用法令や社内規範に従い、取引の実態に即した内容で、適正な時期、形式で締結することが重要です。

契約は富士通の事業活動の基礎となるものであり、実態に即した適正な契約は、法令遵守の観点だけでなく、事業実態の適正な把握の観点でも重要です。

・ 宣言

富士通は、公正かつ誠実な商取引を行い、口頭での契約を行わず、実態に即した契約書を正式に取り交わします。

富士通は、優越的な地位を濫用せず、公正な商取引を推進します。

遵守事項

- 1 私たちは、取引の実態と乖離しないように、双方合意の上で書面により契約を締結し、その内容を履行します。
- 2 私たちは、取引の開始、支払等に関する社内規範や手続等をすべて遵守します。
- 3 私たちは、他社に対し、優越的な地位を濫用し、不当な取引条件をもとめるなどにより、不利益を与える行為をしません。



6 安全保障輸出管理の推進

・ 制定の趣旨

国際社会の平和・安全を維持するため、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造・使用に転用される可能性があるすべての貨物・技術は、国際的な安全保障輸出管理の枠組みによって管理されています。また、不明瞭な国際情勢においては、特定の国や地域、個人への輸出が、ある国や地域の法令で規制されている場合もあります。誰でも輸出関連規制に抵触するおそれがありますので、輸出先が規制対象でないかを確認する必要があります。

違反した場合は、刑事罰や行政制裁等の重大な処罰につながる場合があります。当社のレピュテーションが毀損するリスクもあります。富士通がグローバルにビジネスを展開をする上では、製品、サービス、輸出先が規制対象でないかを確認する必要があります。

・ 宣言

富士通は、適用法令に則った安全保障輸出管理推進を基本方針とする社内規範を制定し、国際的な平和および安全の維持を目的とする安全保障輸出管理を適切に実施します。

遵守事項

- 1 私たちは、契約前・輸出（提供）前等、各工程において、適用法令や社内規範に照らし合わせ、該非判定・取引審査を実施し、必要な輸出許可を取得します。また、貨物出荷時および技術提供時に改めてそれら管理手続きの実施確認を厳格に行います。
- 2 私たちは、業務上、判断が難しい場合は、安全保障輸出管理部門へ積極的に助言を求め、法令違反の未然防止に努めます。



法令を
遵守します



公正な商取引を
行います

7 責任あるサプライチェーンの推進

・ 制定の趣旨

責任ある調達活動とは、サプライチェーンにおいて、環境・人権・多様性等の社会的な要請にも応えながら、調達を行うことです。ステークホルダーからの要望が高まり、倫理的かつ持続可能な商品・サービスなどに投資する動きが活発している背景から、企業は事業活動において、人権の侵害につながるリスクの高い鉱物の排除、地球環境に配慮した部品・材料の調達等、社会的、環境的、倫理的な観点からもサプライチェーン全体に責任を負うことが求められています。

富士通も責任のあるサプライチェーンを推進することで、社会的な責任を果たし、持続可能な社会の実現とともに、ステークホルダーからも信頼される企業となることを実現します。

・ 宣言

富士通は、自社サプライチェーンにおいて、「お取引先との共存共栄」「お取引先の公平・公正な評価・選定」「サステナビリティに配慮した調達活動の推進」を調達方針として掲げ、人権や環境、安全衛生に配慮した責任ある、かつ多様性に富む調達をグローバルに実現します。したがって、人権や環境、安全衛生に配慮しないお取引先とは取引を行いません。

お取引先が適用法令を遵守しているかも考慮に入れ、デューデリジェンスを行うことで、富士通の価値観と合致するお取引先と関係構築ができるように努めます。

遵守事項

- 1 私たちは、人権・多様性やコンプライアンス、環境等、他の重要課題にも配慮し、お取引先にも、「富士通グループサステナブル調達指針」の遵守を要請します。
- 2 私たちは、お取引先を不当に取り扱いません。また、お取引先に対し、優越的な地位を濫用しません。

詳細リンク

[富士通グループサステナブル調達指針](#)



法令を
遵守します



知的財産を守り
尊重します

8 知的財産の保護と尊重

・ 制定の趣旨

知的財産は、人間の創造的活動に伴い生じる価値のある情報です。特許権、実用新案権、意匠権、著作権、また商品・サービスの名称やロゴ等に与えられる商標権、技術上・営業上のノウハウ等に与えられる権利などは知的財産権として法令により厳格に保護されています。

富士通にとって自社の知的財産は競業他社との差別化につながり、競争力を高めるための重要な経営資産として、事業活動を支えているものです。そのため、富士通にとって知的財産の保護は重要であり、富士通の役員・従業員がその価値を正しく理解し、適用法令に従って保護・活用することを求めています。

また、他者の知的財産も同様に尊重する必要があります。富士通は業務上、ソフトウェアやライセンス等第三者の知的財産を活用する場合がありますが、許可なく第三者の知的財産を利用すると権利侵害となり、権利者からの利用の差し止め、損害賠償請求の対象となり、場合によっては富士通のお客様にも影響を与えます。そのため、富士通は第三者の知的財産も尊重しています。

・ 宣言

富士通は、価値をもたらす自社の知的財産を守ると共に、他者の知的財産を尊重します。

遵守事項

知的財産を保護するため、適用法令・規則に加え、すべての社内規範を遵守します。

- 1 私たちは、価値をもたらす自社の知的財産を守ります。
 - ・ 富士通の知的財産を特定し、保護します。
 - ・ 富士通固有の情報の他者への開示や使用許諾を行う前に、知的財産管理部門等に相談します。
- 2 私たちは、他者の知的財産を尊重します。
 - ・ 法令により保護されている他者の著作権やその他の知的財産権を尊重します。
 - ・ 他者のソフトウェア、アプリ、クラウドベースのサービスおよびデータの使用上の規程を確認し、ライセンス違反等にならないよう注意します。
 - ・ 秘密保持契約のもと、目的限定し提供された他者の知的財産を尊重します。
 - ・ 他者の知的財産の使用に必要なライセンスや許諾に関して知的財産管理部門等に相談します。
 - ・ 過去の勤務先に帰属する固有情報を不注意で開示・利用しないように安全措置を講じます。
 - ・ 副業先での発明は知的財産の観点で注意し、部門や組織のガイドラインに従って取り扱います。



法令を
遵守します



機密を
保持します



業務上の
立場を私的に
利用しません

9 情報管理の推進

9.1 | 秘密情報の適正な取り扱い

・ 制定の趣旨

富士通には、多くの秘密情報が流通しており、社内ネットワークを介して多くの役員・従業員が日常的に閲覧しています。人事情報・経理情報などの組織統制情報は機微な内容を含むことがあり、研究開発情報などの技術情報や顧客情報・市場情報などの営業情報は、競争力を高めるために有益なものです。また、秘密保持を約束して第三者から秘密情報の開示・提供を受けることがありますが、このような情報は、当該第三者の大切な資産をお預かりする意識のもとでとくに慎重に取り扱うべきものです。

これらの秘密情報は会社の資産です。

これらは事業活動に有用である一方で、自社・第三者の秘密を保持する義務を負うものであり、厳正な機密管理が必要とされます。不適切な取扱いを行えば競争力低下・信用力失墜を招きかねません。そのため、秘密情報が適正に管理されるよう機密保持を常に意識して行動することが求められます。

・ 宣言

富士通は、社内規範や契約上の規定事項に則って、高いセキュリティ意識をもって秘密情報を適正に管理します。また、不正な手段による秘密情報の取得や秘密情報の漏洩につながる行為を許容しません。

遵守事項

- 1 私たちは、秘密情報を含む資料に対しては、その機密性に見合う管理をするよう、情報種別または開示範囲に基づく分類定義・秘密表示をします。
- 2 私たちは、業務遂行上の目的または契約履行上の目的を達成するために必要な範囲において、正当な利益のために秘密情報を入手および利用します。
- 3 私たちは、秘密情報の保管は、安全性が確保された環境を利用するとともに、情報種別に応じた富士通公認の保管場所を理解・遵守して行います。
- 4 私たちは、情報分類または開示範囲に応じた利用権限を付与し、業務委託先へ秘密情報を共有する際は契約等にて秘密保持を義務付けます。
- 5 私たちは、契約上保有が認められた期間が満了した場合または保有継続が不要となった場合は、確実な方法により秘密情報を廃棄または返却します。
- 6 私たちは、秘密情報の不正な取得や持出し、漏洩につながる行為を行いません。

9.2 | 個人情報の適正な取り扱い

・ 制定の趣旨

富士通では、社内ネットワークを通じて日常的に個人情報を利用した情報交換が行われています。人事部門・健康管理部門が扱う役員・従業員の情報は機微な内容を含むことがあり、お客様・お取引先に連絡・接触する営業部門が保有するお客様・お取引先の個人情報は、事業活動の成功のために有益なものです。

これらの個人情報は会社の資産です。

これらは事業活動に有用である一方で、個人の権利利益を尊重する責務を負うものであり、法令に準拠した取扱いが必要とされます。不適切な取扱いを行えば個人利益侵害・法令違反・信用力失墜を招きかねません。なお、個人情報の国際移転を実施する場合は国外法令にも準拠する必要があります。そのため、個人情報が適正に利用されるよう法令遵守を常に意識して行動することが求められます。

・ 宣言

富士通は、法令や社内規範に則って、高い規範意識をもって個人情報を適正に取り扱います。

詳細リンク

[個人情報保護ポリシー](#)

遵守事項

- 1 私たちは、法令の許容する範囲および業務遂行上の目的を達成するために必要な範囲において、正当な利益のために個人情報を取得および利用します。
- 2 私たちは、個人情報の保管は、安全性が確保された環境を利用するとともに、利用目的に応じた富士通公認の保管場所を理解・遵守して行います。
- 3 私たちは、利用目的または開示範囲に応じた利用権限を付与し、業務委託先へ個人情報を共有する際は契約等にて秘密保持を義務付けます。
- 4 私たちは、国境を越えて個人情報を移転する必要がある場合は、適用法令に則って適正に取り扱います。
- 5 私たちは、法令上保有が認められた期間が満了した場合または保有継続が不要となった場合は、確実な方法により個人情報を廃棄または消去します。
- 6 私たちは、個人情報の取扱いに対する苦情または個人情報の開示等の請求を受けた場合は、個人の権利利益を尊重した対応を行うように努めます。



法令を
遵守します



機密を
保持します



業務上の
立場を私的に
利用しません

10 情報セキュリティの確保

・ 制定の趣旨

より高度化・巧妙化したサイバー攻撃が急増する中、情報セキュリティの強化が、国の経済安全保障や企業の経済活動における喫緊の課題となっています。

また近年、クラウドサービスの利用がビジネスにおいて必要不可欠な時代となり、国や企業が抱えるIT資産も大幅に拡大しています。万一、IT資産にセキュリティ侵害が発生し、お客様や他社に被害をもたらしたとき、損害賠償、罰則およびレピュテーションの低下等により深刻な事態を招きます。

富士通は多くのIT資産を保有しています。IT資産の安全性および信頼性を確保するとともに、それらが情報を安全に取り扱うためには、IT資産がそのライフサイクル全体を通して適切に管理されるとともに、その状態が維持されていることが肝要です。

・ 宣言

富士通は、自らが管理すべきIT資産の安全性および信頼性を確保するとともに、それらIT資産が情報を安全に取り扱うため、適切に管理し、維持します。

詳細リンク

[富士通グループ情報セキュリティ対策基準（社内のみ）](#)

遵守事項

- 1 私たちは、IT資産を適切に調達し、使用するため、会社が定める手続きに従い、安全と信頼を有するクラウドサービスを含むIT資産を入手するとともに、会社が定める使用範囲を遵守します。
- 2 私たちは、IT資産を適切に管理するため、クラウドサービスの使用も含む自らが管理すべきIT資産を特定し、管理台帳に記録するとともに、その使用状況や状態を管理します。
- 3 私たちは、IT資産を適切に保護するため、IT資産を使用する者は、会社が定めるセキュリティ対策を講じます。また、IT資産の企画、設計、開発、運用保守に携わる者は、IT資産のセキュリティリスクを評価し、適切なセキュリティ対策を講じ、その有効性を継続的に監視するとともに、セキュリティ事象の発生を検知し、機敏に対応と復旧を行います。
- 4 私たちは、IT資産を適切に維持するため、IT資産の脆弱性やライフサイクルに関する情報を継続的に収集するとともに、機敏に確実なメンテナンスを行います。
- 5 私たちは、IT資産を適切に除去または廃棄するため、会社が定める手続きに従い、クラウドサービスを含むIT資産を安全に除去または廃棄します。



法令を
遵守します



業務上の
立場を私的に
利用しません

11 利益相反の管理

・ 制定の趣旨

利益相反とは、役員・従業員の個人的な利益と会社の利益とが相反し、会社の利益が損なわれる場合またはそのおそれがある場合を意味します。

利益相反には、業務外の目的で会社の資産や情報を利用することや、会社における意思決定に、役員・従業員の私的な関係を利用すること、競業他社の役員・従業員に就任すること、競業取引を行うことなどを含みます。

富士通の役員・従業員は、まず富士通の利益、業務に専念する忠実義務、職務専念義務を負っており、それらに違反する行為は、富士通の利益を毀損するだけでなく、ステークホルダーの利益も毀損するものであるため、富士通として許容するものではありません。

・ 宣言

富士通は、役員・従業員が、会社における自分の立場や職務、会社の情報、会社の施設もしくは資産を利用して、または会社における自分の任務に背いて、会社との利益が相反する状況において、会社の利益を犠牲にして、自分自身や自分の親族、友人、その他第三者の利益を図ることを許容しません。

詳細リンク

[【ENG】Standard Policy for Conflict of Interest \(社内のみ\)](#)

遵守事項

- 1 私たちは、以下の利益相反の懸念が生じたときは、関係部門への相談や適切な申告を行います。
 - ・ 会社資産を富士通の業務外の目的で使用する。
 - ・ 業務上で知った自社または他社の秘密情報に基づいて、取引名義を問わず、富士通の業務外の目的で取引を行う。
 - ・ 取引名義を問わず、富士通と直接的・間接的に取引を行う。
 - ・ 富士通に在籍中、富士通の主たる事業と同種の事業を営む等、競業関係になる会社を所有または経営する。
 - ・ 業務指示に基づかず、他の法人の役員またはこれらに相当する役職に就任し、または、他の法人に従事する。
 - ・ 富士通のお客様、お取引先から、有形無形・名目を問わず物品の贈答や接待・サービス等便宜の供与を受ける。
 - ・ 富士通における、近親者や親しい友人の人事プロセス（雇用、指揮命令、評価、昇進、懲戒、解雇等）に関与する。
- 2 私たちは、利益相反による損失の発生を防ぐために会社からなされる指示に従います。



法令を
遵守します



業務上の
立場を私的に
利用しません

12 インサイダー取引の防止

・ 制定の趣旨

インサイダー取引とは、役員・従業員等の会社関係者が一般に公開されていない重要な内部情報（以下、「重要事実」）をもとにして、公表前に、企業の株式またはその他の有価証券等の売買を行う行為を意味します。重要事実をもとに、株式またはその他の有価証券等の売買を行う場合、不当な手法や手段を用いた個人が利益を得ることになり、株式市場等の公正性・健全性・信頼性を大きく損なってしまう結果につながります。

したがって、多くの国では法令でインサイダー取引行為を禁止しています。もし、違反した場合は、その国に適用される法令に従い、刑事罰や行政上の措置が行われる等、当事者だけではなく、会社全体にも悪影響を及ぼすため、「重要事実」を悪用したインサイダー取引を行ってははいけません。

富士通も、上場企業として、株式市場等の公正性・健全性・信頼性の維持を重視しており、役員・従業員にインサイダー取引に関与しないことを求めています。

・ 宣言

富士通は、インサイダー取引に関して、適用法令をすべて遵守します。また、インサイダー情報の適正な管理やインサイダー取引の防止徹底のため、社内体制の整備等を行うことで、未然防止を図ります。

遵守事項

- 1 私たちは、適用法令を自らも理解し、インサイダー取引を行いません
- 2 私たちは、自社または他社から得た未公表の「重要事実」を利用し、株式またはその他の有価証券等の取引を行いません。
- 3 私たちは、自社または他社から得た未公表の「重要事実」をもとに、他者に対して株式またはその他の有価証券等の取引を推奨、示唆しません。
- 4 私たちは、迷いがあるとき、事前に法務・コンプライアンス部門等に相談し、助言を求めます。

富士通株式会社

2024年11月 第3版

© 2024 Fujitsu Limited